

## 架空請求が増えています 身に覚えのない請求にご注意を



- インターネットを利用中に画像などをクリックしただけで、いきなり登録が完了し、料金請求画面が表示された
- 「有料コンテンツの料金が発生している」と書いてある、身に覚えがないメールが届いた
- 「〇〇センター」など、あたかも公的機関のような所から、「料金の未払いで訴訟が起こされた」というハガキが届いた

架空請求にはさまざまな手口があり、内容も巧妙化しています。いずれも「すぐに支払わなければ法的手続きをとる」などと脅して不安をあおり、連絡するように促すものです。

### ■無視しましょう

身に覚えのない架空請求に応じる必要はありません。無視してください。連絡すると巧みな言葉で個人情報聞き出され、脅されたり、請求に応じて金銭を支払うと、さらに請求されたりすることがあります。

裁判所から郵送で通知が届いたときは、消費生活センターに相談してください。

### ■被害解決をうたう業者にご注意を

架空請求の画面などを見て、慌ててインターネットで検索し、見つけた公的機関と思われる相談窓口連絡したところ、「解決のためには費用が必要」と言われたなどの事例が発生しています。

このような場合、相談機関を名乗りながら、実は探偵業者などであることが多いようです。慎重に確認し、消費生活センターなどの公的な機関に相談しましょう。(消費生活センター ☎485-0559)

## 災害に備えて

### ■家具や家電を固定しましょう

阪神・淡路大震災では、亡くなった人のうち約8割の人が、圧死・窒息死だったと言われています。また、多くの人が家具などの転倒・落下、ガラスの破片でけがをしています。日頃から次の対策を行ってください。

- 金具やツッパリポールで家具を固定する
- 上下2段に分かれている家具は連結する
- キャスターは固定する
- つり下げ照明は揺れないようにワイヤーなどで固定する
- 揺れて扉が開かないように金具で留める

### ■外出先で災害が発生したときは

外出先で地震などが発生した場合、まずは自分の身の安全を確保しましょう。交通機関がマヒしている可能性もあるので、むやみに帰宅しようとせず、交通状況や被害状況を確認し、職場や学校などにとどまり、情報を収集するなど適切な行動を心掛けましょう。

状況が落ち着き、徒歩で帰るときは、左の表示のある災害時帰宅支援ステーションで、水やトイレなどの支援を受けられます。日頃から帰路や支援ステーションの場所を確認しておきましょう。

(総合防災課・消防本部警防課)



▲コンビニエンスストアなど



▲ガソリンスタンド



## 使っていますか? いざというときの情報ツール

それぞれのツールの利用は無料ですが、通信料は利用者負担となります。ご了承ください。(広報広聴課)

### やちよ情報メール

アドレスを登録すると、あなたの携帯やパソコンに情報を随時お届けします。

内容は全部で8種類(防災、防犯、環境、火災、徘徊高齢者等、健康、市政、イベント)。

特に大震災が発生した時は、防災情報メールで「被害対策情報」、「救援物資情報」、「ライフライン情報」など緊急災害情報をお知らせしますのでぜひ登録してください。



### やちよニュースクリップ

広報紙と連動した話題、掲載しきれなかったものなどを1~3分の動画にまとめました。

YOUTUBEに随時アップされますので、気軽にご覧ください。

#### 【最近の内容】

- 「市民が祝う市制50周年」記念事業ダイジェスト
- 12月号「年末のトピックス」



### スマートフォン用アプリ「マチイロ」

市では「広報やちよ」をより早く多くの皆さんにお届けできるよう、民間業者が運営するアプリケーション「マチイロ」を利用しています。この無料アプリをダウンロードし登録すると、毎月1日・15日の発行日にお知らせが届き、スマートフォンなどで広報紙を見ることができます。また、市ホームページの新着情報も受信できます。※広告が表示されますが、市とは関係ありません。

#### 【設定方法】

- ①右のコード(Android版・iOS版共通)からアプリをダウンロードしてください
- ②インストール後、「メニュー」→「個人設定」で性別や地域などを設定します



## 「ガキ大将の森」キャンプ場 3月1日(木)から電話で利用受け付け

「ガキ大将の森」は、野外活動を通じて青少年の健全育成を図るための施設です。六角形のきのこ型宿泊棟には、1棟に子ども約6人が泊まります。バーベキューや飲酒はできません。

▼対象 市内に本拠地がある少年関係団体と引率者。または市内在住で、中学生以下の子どもがいる家族。いずれも、20歳以上の引率者がいること

▼利用期間 7月1日(日)~10月31日(水)

▼利用時間 ①宿泊(1泊のみ) 午後2時~翌日午後1時 ②一時利用 午前9時~午後4時(宿泊者が優先。空きがある場合、一時利用できます) ▼使用料 無料(薪代は実費)

▼申し込み 3月1日(木)午前9時から、直接または電話で青少年課 ☎(481)0306へ。先着順。予約後、使用日の1か月前から7日前までに、使用許可申請書と使用計画書を同課に提出してください

▼受付時間 月曜~金曜 午前9時~正午、午後1時~4時(祝日、年末年始を除く)。施設開所時間と異なりますので、注意してください

▼場所 市役所第2別館1階

▼問い合わせ 消費生活センター ☎(485)0559

●土曜・日曜などの相談は消費者ホットライン「1188」のご利用を 消費生活センターが開所していない日でも、1188番(局番なし)をかけると、国民生活センターなど、その日開いている相談窓口につながります(年末年始を除く)

## 消費生活相談をご利用ください

消費生活センターでは、専門の資格を持った相談員が、商品やサービスなど消費生活に関する消費者からの相談を受け、解決に向けた助言などを行っています。電話のほか、来所での相談も受け付けています。

市議会議員に西村幸吉議員・副議長に林隆文議員

1月16日の第1回臨時会において、議長・副議長の辞職に伴う選挙が行われ、議長には西村幸吉議員が、副議長には林隆文議員が、それぞれ選出されました。(庶務課)

## 3月議会は2月20日(火)開会予定

30年第1回定例会は、2月20日(火)に開会し、26日(月)・27日(火)に一般質問、28日(水)に一般質問・質疑を行う予定です。請願・陳情については、開会日の午後5時までに受け付けたものが、第1回定例会で協議されます。

■インターネット中継 本会議を市ホームページで生中継します。会議の翌日(土曜・日曜を除く)から録画中継でも見ることが出来ます。詳しくは、議事事務局議事課へお問い合わせください。